

令和4年度 第1回愛知県生涯学習審議会社会教育分科会会議録

1 開催期日

令和5年2月7日（火） 午前11時5分から午後0時10分まで

2 場 所

愛知県議会議事堂ラウンジ

3 出席した委員 計9名

大石 益美、大村 恵（分科会長）、高橋 勝巳、立川 恵理、増岡潤一郎、
宮崎 初美、山内 晴雄、山田 久子、吉田 真人

4 欠席した委員 計1名

池田 紀代美

5 会議に付した事項

○ 議題

「あいちの新たな社会教育のあり方の実現に向けた調査」を生かすために
～調査結果の分析と、調査結果の活用の方向性について～

6 議事の経過

○ 会議録署名人の指名

分科会長から宮崎委員と山田委員を署名人に指名

○ 議題『「あいちの新たな社会教育のあり方の実現に向けた調査」を生かすために ～調査結果の分析と、調査結果の活用の方向性について～』

事務局から調査の結果及び結果分析と検討事項について説明

山内委員： 社会教育委員の役割は、資料8ページにある8つの項目全てである。それらの役割について、社会教育委員の多くは就任時に聞かされていないのではないかと。委員の半分は充て職であり、真剣に活動を続けてきた者が力説しても、なかなか理解されない。行政の担当者も2、3年で替わるため、社会教育委員が何であるかを理解している人が少ない。また、予算がないことも問題である。社会教育や生涯学習の事業はすぐに成果が現れるものではないため、予算がどんどん減らされている。さらには、社会教育委員自体が認知されていないという問題もある。教育委員会との調整、連絡、意見具申等が法的に示されているが、取り入れられていない教育委員会も多い。手引きが作成されることはとてもありがたいと思う。

大石委員： 社会教育委員として行政が何を期待するのか、地域活動を行う実践者として社会教育委員が何をするのか、などといったことが混在してしまっているように感じる。社会教育委員には、地域の中で活動するだけでなく、行政に提言することも求められている。そうしたことを行政も委員自身も意識できるようにすることが先決である。社会教育委員が自分に求められている役割を理解するとともに、市町村行政の担当者が社会教育委員に何

をしてもらうべきか理解できるような手引きでなければならない。地域活動を行う上での手引きではなく、社会教育委員とは何か、市町村行政はどうあるべきか、県の考えや方針を示していく必要がある。

大村会長： 社会教育委員の取組は、社会教育行政への参加と社会教育を行う者への指導という二つに大別される。根本的な役割を再度確認していくことは大事なことである。

増岡委員： 教育長就任の際、地域の教育力を上げて地域づくりを進めていきたいという話をした。自分にとっては、社会教育が学校教育よりも大きな課題となっている。手引きが出されたときには、各市町村教育長や関係部局に積極的な活用を呼びかけたい。

社会教育の必要性を皆がどこまで認識しているか。社会は逼迫した状況にある。先の審議会でも、誰にも見とられず、一人で寂しく亡くなっていく人がたくさんいるという話があった。地域の仲間や近所の小中学生が見とってくれるような社会をつくっていかなければならない。そのために、市町村の担当者や社会教育委員の心に火をつけ、頑張らなければと思えるような入り方で手引きができるとうい。

山内委員： 社会教育委員会議の予算が年2回分しか取られていない。会議の内容も、4月当初に本年度の目標や事業計画を承認し、年度末に来年度の方針に対して意見するだけにとどまっている。社会教育委員には調査研究の役割があり、自主的に集まろうとしているが、課題も多い。社会教育委員が自主的に調査、研究、検証ができるよう、予算の確保をお願いしたい。また、学校と地域との連携も進めていかなければならないが、それぞれの思いを伝え合う機会がなかなかもてない。会議の回数を増やすために予算化を図ることについて、県から各市町村に働きかけていただけるとありがたい。

大村会長： 会議の回数や謝金の問題は非常に重要である。地域学校協働活動の場合でも、地域コーディネーターや学校運営協議会委員の謝金が必要になる。先進的な地域では無償やそれに近い形で行っているところもあるが、だからといってボランティアでよいというわけではない。県の立場ではなかなか難しいと思うが、この問題を解決しないと活動が広がらないというのも事実である。

宮崎委員： 一宮市では、公民館運営審議会委員の場合は会議ごとの謝金であったが、社会教育委員の場合は年間での謝金となっている。会議は年間3回あり、それ以外の研修に関しては実費での参加となっている。研修会はとても勉強になるので、機会を与えていただくことはとても大事だと思う。社会教育委員となり、自分が今まで関心のなかった事業や講座がたくさん実施されていることがわかった。社会教育委員としてぜひ参加したいと思う。社会教育委員に対して研修や視察等の勉強が必要だと投げかけることで、前向きに取り組める人もいると思う。

高橋委員： 資料のデータについて、平成26年と令和4年とある。どうして平成26

年だったのか。また、資料や手引きをステップアップしたものにするために、今後はいつデータをとる予定か教えていただきたい。

東京や大阪等の大都市圏においても、手引きを作成しているところはおそらくないのではないか。愛知県がオピニオンリーダーとなり、よりよいものを作っていただきたい。

事務局： コロナ禍において社会教育活動が停滞し、社会教育委員の活動について問題提起があった。また、人生100年時代やデジタルトランスフォーメーション等、ポスト・コロナに向けて新しい課題も出てきた。そのような中で、社会教育委員がどのような意識でいるかを把握することが必要なのではないかと考えた。平成26年に同様に調査を実施した記録があり、今回、前段として同じ設問をし、後段として新たな社会情勢に向けた課題を加えた。平成26年から7年後となることに理由はないが、過去の調査を引き出してきたというのが経緯である。次にどう評価するかという点についてはまだ検討していない。

山田委員： 本市の社会教育委員会会議は生涯学習課が担当している。会議では事務局から年間事業計画が示され、年度末に見直しを行うが、達成率やそれに対する意見を出すにとどまっている。市町村に対し、県から指導していただけたるとありがたい。また、学びたくても学べないという現状がある。若い方は仕事があるためなかなか参加できず、私が参加して内容を伝えているが、その場さえもなかなかもてない状況である。行政の担当者も2、3年で替わり、引継ぎもままならないため、私が教えなければならない。手引きがあれば、市町村の担当者もよくわかるようになる。

山内委員： 社会教育委員会会議で出されるデータには、去年よりも参加者が多かった、本が何冊増えた、去年より評価がプラスになっている、などといったことが示されるが、社会教育の成果はそういうことではない。住民の学びがどのレベルにあるのか、これから何が必要なのか、事業の成果はどこまで上がったのかといった点についてチェックすることが大切である。行政の担当者は事業をこなすことに精一杯なのかもしれない。直接の担当者だけでなく、その上のリーダーや課長が事業の内容を理解しなければ、うまく進んでいかないと思う。

増岡委員： 本市では、アンケートの設問「保護者に対する学習機会の提供」について教育行政課の担当者が「実施していない」と回答していたが、実際には子育て支援課が頑張っており、横の連携がとれていないことが露見した。各市町村は、社会教育委員制度を教育委員会部局だけではなく、他部局ともっと連携しながら進めていく必要があると感じている。手引きを作成するにあたって、県は生涯学習課だけで進めていくのか。義務教育課や高等学校教育課、私学振興室、福祉部局、産業振興課等が入ってもよいと思う。社会教育委員の活動はとても大切であるという思いをアピールする上でも、他課と連携しながら進めていくという方向性を示した方がよ

い。

上野課長： 社会教育というものはつかみどころがなく、よくわからないという人も多い。すぐに成果が出るものではないため、予算要求がなかなか通らないという現実がある。今回手引きを作るにあたって、全体を表現しようとするのが難しいので、つかみどころとなるような事例等を示し、それを取っ掛かりとして理解を深めていけるとよいと考えている。社会教育委員向けではなく、行政に対する提言という形にしていくことで、予算化につながり、理解者も増えていくのではないかと感じた。

山内委員： 社会教育事業は、子育て問題、女性問題、高齢者問題等、非常に広範囲にわたる。生涯学習課だけで担当しなければならないものではなく、こども課等と重複している事業もある。今は自分から関係課に出かけ、連携したり合同で事業を実施したりすることを提案している。

社会教育委員の仕事は、生涯学習事業について意見するだけでなく、様々な事業を見ながら、将来の国のあり方や市民のあり方についてどうあるべきか考えることだと思っている。そのために社会教育委員が必要なのだということを、もっと行政の中で認識していただけるとよい。

社会教育委員や社会教育事業の担当は生涯学習課だが、他課や他の事業と結びつけばよい。その中に学びという要素を入れていくことが大切である。

大村会長： 一つめは、予算枠の問題である。拡大していただくのが一番よいが、柔軟な使い方ができるような予算組みにすることも大切である。社会教育委員の活動を支えるお金として出していただければ、研修や調査等の活動にも使っていける。県からそうした提言をしていただければ、市町村の予算の枠組みも変わっていく可能性がある。

二つめは、諮問である。社会教育委員の調査研究については、毎年あるいは2年に1回程、事務局がテーマを出して進めるようにすることが大切である。諮問を求めれば、それだけの調査費が必要となるが、予算枠の柔軟な設定ができれば可能となると思われる。事務局としても、社会教育委員にこういうことやってほしいという目的意識をもった会議の開催にもつながっていく。

三つめは、モニタリングである。社会教育事業については、計画と最後の報告を聞くことが多いが、北海道の恵庭市ではモニタリングに取り組んでいる。社会教育委員が事業の現場に足を運び、実際に様子を見たり住民や担当職員から話を聞いたりして、事業評価をしている。モニタリングは、事業を進めている方にとって励みとなり、社会教育委員自身にとっても勉強になる。社会教育委員の仕事としてモニタリングをもっと取り上げていくとよい。

四つめは、地域コーディネーター、地域学校協働活動推進員である。岐阜県では、地域学校協働活動やコミュニティ・スクールの地域コーディネ

ーター、地域学校協働活動推進員を社会教育委員が担おうと県が呼びかけている。パンフレットも作っている。社会教育委員の役割として、青少年教育における助言・指導ということが法律の中に書かれており、地域学校協働活動に参加することは法律の趣旨にもかなっている。愛知県でも、社会教育委員が地域コーディネーターや地域学校協働活動推進員となるような取組を進めてもよいのではないか。

五つめは、他部局との協働である。防災や保健等の関係課、民生委員等の方たちと協働していく役割を社会教育委員が担っていけると、縦割りの解消にもなり、社会教育に関わる人を増やしていくことにもつながる。そういうことを展開の一つの形として手引きに書いていただけるとよい。

大村会長： 「こども基本法」が4月1日から施行される。第3条第3号に、子供に関わることは子供の意見を聞かなければならないという「意見表明権」が明記されている。生涯学習推進計画も子供に直接関わるものである。来年度からの運用にあたっては、必ず子供の意見を聞かなければならないということになる。子供の意見を聞くことについて、県から始めていただければ、市町村にも広がっていくと思う。